

4. 景観づくりと景観保全の進め方

日向市駅周辺地区や財光寺南地区は、土地区画整理事業による基盤整備に併せて「地域の顔」となる景観整備を積極的に展開しています。再生される街並み景観を公共空間と民有空間の両面から創出するため、地区計画制度を活用した良好な景観の形成を図っています。

また、市内には歴史的な町並みや建造物を多数有することから、町並み保全を目的とした規制・誘導や自然公園法による国定公園の保護など、個々での景観の整備及び保全を図っています。

そのような中、本計画では、建築物などの新築、増築、改築や土木構造物の築造に加え、暮らしや都市活動の様々な場面で景観的に配慮すべき最低限のマナー、より良い景観形成のための基本方針及び景観の現状や課題を共有し、景観の専門家の協力を仰ぎながら、市民と行政の協働により進めることを位置付けています。

また、個々の建築物等の新築や増築などは、都市計画法や建築基準法で最低限守らなければならない事項が定められていますが、それだけを守っていても本市が目指す良好な景観が形成されるものではありません。

景観が、個々の景観要素の積み重ねである以上、その主体である市、市民及び事業者は、常に日向の景観を意識しながら創意工夫することを求められています。

このようなことから、地域の実情に応じた規制・誘導の基準を作成し、景観づくりの方向性や景観保全の進め方を明確に示すこととしています。

景観づくりは日常の生活から生まれることから、次のことを基本的な姿勢とします。

- ① 学 ぶ : 良好な景観づくりのための手法を学ぶ
- ② 守 る : 今ある貴重な景観資源を守る
- ③ 育てる(活かす) : 今ある景観のよさを積極的に利用する、活用する
- ④ 直 す(整理する) : 景観上の問題や課題の改善に取り組む
- ⑤ 創 る : 足りないものを創出する、より良くするために総合的に創る

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画策定の背景と目的

本市は、日豊海岸国立公園をはじめとした良好な自然景観に恵まれたまちであります。また、美々津の町並みにも見られるように、歴史・文化に培われたまちとして発展してきました。

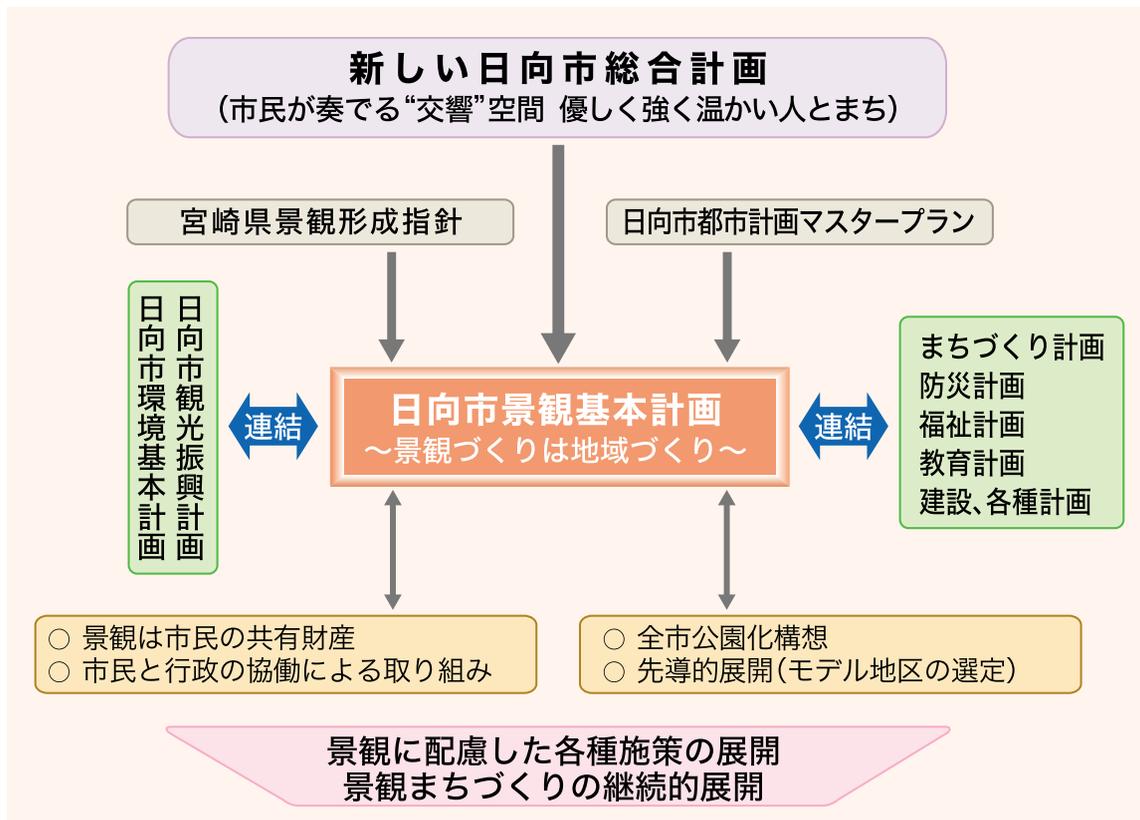
近年では、景観法の施行も相俟って、心の豊かさや精神的なゆとりがいつそう重視されるようになり、本市においても、民有空間と公共空間の両側面からの景観に配慮した良好な景観づくりが求められています。

このようなことから、本計画では、本市の景観づくりにおける将来像を明確にし、様々な施策を景観の観点から、総合的・体系的に展開していくため策定するものです。

また、景観づくりの考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民、事業者及び行政との協働による景観まちづくり活動の指針となることを目的としています。

1-2 計画の位置付け

本計画は、景観行政の総合的な指針となるものであり、「新しい日向市総合計画」「宮崎県景観形成指針」「日向市都市計画マスタープラン」に基づき、「日向市観光振興計画」「日向市環境基本計画」やその他部門別計画との連結を図りながら策定し、市全域を公園・緑地ととらえた全市公園化構想の実現を図ります。



1-3 計画の区域

良好な景観は、美しく風格のある市土の形成と潤いと魅力ある豊かな生活環境の創造に不可欠なものと考えます。市民の共有財産として、将来にわたり市民がその恵みを享受できるよう整備及び保全を行う必要があります。

本市には、日豊海岸、美々津の町並み、市街地開発事業による面的な景観資源及び妙国寺、富高古墳、坪谷の石橋などの箇所的な景観資源が市内には多数点在しており、それら一つひとつがまとまることによって、魅力ある日向らしい景観を創っていると考えられます。また、景観づくりに大きな影響を与える大規模建築物や過大な屋外広告物などの建築を規制する体制の確立も必要な事項と考えられます。

以上のことから、本市の良好な景観は、地域の自然、歴史・文化、人々の生活及び経済活動の調和により形成されるものであり、現存する良好な景観を保全することや新たに良好な景観を創出する要素が市内各所に点在することから、日向市景観基本計画の区域は市全域とします。

また、景観法に基づく景観計画の区域は、景観形成重点地区の中から景観モデル地区として先導的に景観の規制・誘導を図る地域を選出し、順次、その地域の実情に応じた景観計画を策定します。最終的には、市全域を景観法に基づく景観計画の区域とし、良好な景観形成を図ります。

《 区 域 図 》



第2章 景観特性と課題

2-1 景観の基本要素と問題点

本市の景観の現状を、「自然景観」「歴史・文化景観」「街並み景観」「活動景観」に大分類し、問題点を抽出します。

《基本要素》		《問題点》
[自然景観]		
変化に富んだ地形	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜部(リアス式海岸、海食洞) ・平野部(財光寺、百町原など) ・山間部(尾鈴山麓) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地形の改変 斜面林などの自然環境の減少</div>
森林林、樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった緑地や樹林の存在 ・手つかずの自然林 ・里山に広がる斜面林 	
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地(塩見川、富高川、亀崎川など) ・近郊(赤岩川、奥野川、庄手川など) ・南部(耳川、鳥川、石並川など) ・西部(小丸川、坪谷川、椎谷川など) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">親水性、親近感の不足 水質の悪化</div>
海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・お倉ヶ浜の白砂青松の浜砂 ・柱状節理の日向岬 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">眺望を楽しむ視点場の不足 無機質な護岸、放置された漂流物</div>
生物・生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・希少植物 ・本市の水田に多いホトトギス類 ・淡水域と海水域を往来する回遊魚 ・湿原に生息する日本最小のハッチョウトンボ 	
緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・寺林、屋敷林 ・法により保護される緑(都市計画公園・緑地、児童公園) ・雑木林などの樹木 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">まちなかの緑地の減少 維持管理への意識不足</div>
農地	<ul style="list-style-type: none"> ・高森山のみかん畑 ・まとまった農地(財光寺、平岩など) ・個人農地 ・市南部の地形を活かした棚田 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">農地の減少、住宅地との調和 柵などによる閉塞感のある農地</div>
[歴史・文化景観]		
歴史の風情	<ul style="list-style-type: none"> ・数多く点在する寺社 ・寺院周辺の町並み ・街道沿いの神社、参道(定善寺、八幡神社など) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">歴史的景観への関心度 寺林景観の周辺環境との調和 歴史的建造物等の維持管理の経済的負担及び保全策</div>
歴史的建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物群保存地区 ・祠、石碑を祀る建造物 ・道祖神、道標 	
文化遺産	<ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財(験潮場、本谷昭和橋など) ・無形民俗文化財(塩見の白太鼓踊りなど) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">会員の高齢化</div>

《基本要素》		《問題点》
[街並み景観]		
幹線道路・生活道路	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに加わる要素 (内外環状道路、高速道路) ・幹線道路、生活道路 	<p>沿道景観の魅力 道路景観の快適性</p>
多様な住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・整然とした市街地 ・計画的な住宅地 (土地区画整理事業、民間開発) ・斜面に建築された密集住宅地(細島東部) ・形態が複雑化した既成市街地 (財光寺西部) 	<p>住宅、緑地、農地の調和 ブロック塀、宅地の細分化 ごみによる景観の阻害 建築物の形態等の不統一</p>
商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地(駅前商業地) ・旧来の商業地(細島) ・幹線沿の商店街(財光寺) 	<p>電線類の横断による煩雑感 商店街の街並みの魅力の低下</p>
工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・細島工業港の工業地帯 ・住宅地に混在した工業地(財光寺東部) ・跡地の荒廃、土地利用の変更 	<p>工場周辺の景観</p>
個性ある公園	<ul style="list-style-type: none"> ・国定公園内の自然を活かした公園 (お倉ヶ浜総合公園、日向岬グリーンパーク) ・山麓の地形を活かした公園 (牧水公園、西城公園など) 	<p>自然拠点のPR不足 アクセスの利便性</p>
[活動景観]		
市民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各種市民活動の活発化 ・公共施設の有効利用(公民館など) 	<p>コミュニティー空間や機会の減少 地域コミュニティーの活力低下</p>
伝統行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・祭り ・無形民俗文化財の慣例行事における披露 	<p>伝統行事に対する市民の関心の低下</p>

2-2 上位・関連計画の内容と景観形成の位置付け

	策定期間・計画期間	将 来 像	「景観」についての将来像・目標・方針など（抜粋）
新しい 日向市総合計画	策定期間：平成19年3月 計画期間：平成19年度 ～平成28年度	キャッチフレーズ：市民が奏でる“交響”空間 優しく強く温かい人とまち 分野別の目指す将来像：○個性あふれる人材が育ち、輝かしい未来に挑戦している社会 ○健康で安心してくらせる社会 ○元気で活力ある産業が育っている社会 ○自然と共生した快適な環境の社会 ○活発な交流により豊かさが享受できる社会	施策の展開：○地域の個性を活かした文化・生涯スポーツの振興 ○豊かな自然のおもてなしの心で育まれる観光の振興 ○美しい景観の保全・形成と土地利用の推進 ・美しい景観の保全と形成 ・計画的な土地利用の推進
日向市 都市計画 マスタープラン	策定期間：平成14年3月 計画期間：平成14年度 ～平成33年度	まちづくりのテーマ：だれもが住んでみたくなるまち 一みんなてつくる心豊かな住みよいまち日向 まちづくりの目標：○日向圏域における文化・交流拠点の形成 ○安全で安心できる居住環境の形成 ○自然との共生と健全な農山漁村環境の形成	景観形成の基本方針：○「守る」景観の形成 ○「育てる」景観の形成 ○「創る」景観の形成
日向市 観光振興計画	策定期間：平成18年3月 計画期間：平成18年度 ～平成22年度	観光振興のすがた：○健康をキーワードとした観光まちづくりの展開 ・訪れたひとが健康になる、住む人が健康になる、まちが健康になる ○観光振興の方向性（観光振興の基本コンセプト） ・黒潮文化と森林文化の融合を活かした観光・交流の展開 ・いきいき、はつらつスポーツ・文化交流圏の形成 観光振興の目標：5年間で「観光客倍増」「市民の満足度向上」	施策の基本方向：観光まちづくりの推進（景観まちなみ保全・整備） ○重要伝統的建造物群の保全・活用 ・昔の井戸などを活用して昔の暮らしを体験する。 ・伝統的建築物の保全・活用 ○日向市駅舎と連携した観光まちづくり ○景観保全・活用 ・自然の美。人工の美。人情の美を活かしたまちづくり
日向市 環境基本計画新	策定期間：平成17年3月 計画期間：平成17年度 ～平成26年度	環境の将来像：自然環境と共生する快適なまち 環境目標：○曲（窪）：山と川、海と陽が曲をなすまち ○和：身近な社と豊かな自然が心の和を育むまち ○環：市民が守り取り組む資源循環のしくみがあるまち ○話（把）：いつでも誰とでも環境を大切にすることを学び伝えるまち ○我（吾）：一人ひとりが誇りを持って、美しい自然を未来に残すまち ○輪：手と手を取り合って築く協働の輪があるまち	施策の方向性と内容：○美しい街並みの整備 ・良好な景観の形成 ・美化運動の推進 ○歴史的・文化的環境の保全と活用 ・美々津地区の環境整備 ・歴史・文化資源の保存と活用
新日向市 中心市街地活性化 基本計画	策定期間：平成20年3月 計画期間：平成20年度 ～平成24年度	中心市街地の整備目標：日向入郷地区の顔としての整備が進み、効率的で持続可能な「コンパクトシティ」が形成され、交流人口・定住人口の増加により活気に満ちている。 ○基本方針 ・人が集い、人がふれあい、人が暮らす市（いち）の賑わいに満ちた都市空間の形成 ○目標 ・人が集い、人がふれあう、活気に満ちた生活文化交流空間づくり ・誰もが安心して暮らせる、便利でコンパクトなまちづくり ・市民協働による持続可能なまちづくり	施策の方向と内容：○街並み景観に配慮した都市空間の誘導 ・良質な都市空間の形成 ・「木を活かしたまちづくり」の推進 ・地区計画による都市景観の形成 ・協同建替による民有空間の景観形成 ・優良建築物表彰事業 ・街なか維持管理事業
日向市 街なか魅力拠点 都市デザイン基本設計	策定期間：平成12年6月	中心市街地全体のテーマ：○中心市街地のまちづくりテーマ ・日向入郷地区の中心：“市”的にぎわいのあるまち 公民連携によるハード＆ソフト両面の中心市街地へ人を集める 仕掛け、人が回遊する仕掛け、滞留する仕掛けをつくる ○中心市街地の都市空間形成のテーマ（イメージ） ・駅周辺ゾーン：「森（山）と海の交流」のイメージ 日向市駅西側：歴史性、森（山）、にぎわい 日向市駅東側：海、楽しさ ・軸線（米ノ山～古墳）を活かした空間形成	施策の内容：日向市の玄関口（日向市駅） ○駅舎、駅前広場、沿道建物、道路空間をシンボルテーマとして、統一テーマにより景観形成を図る ○駅舎周辺をシンボル軸と位置付け、個性ある顔づくり ○駅舎、シンボル空間及び広場は、自然素材と最先端技術の活用によるデザインを工夫

2-3 景観に関する諸制度

	制 度	目 的	規 制 区 域
自然 景観	国定公園内における建築物等の建築制限（根拠法令：自然公園法）	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り自然林・原風景の確保を主たる目的とする。	日豊海岸国定公園（下記海岸線より内陸に約100m程度） 北：竹島町余島 南：幸脇権現崎
	風致地区内における建築物等の規制に関する条例（根拠法令：都市計画法）	都市における貴重な原風景や素晴らしい景観を守り・育て、潤いのある良好な都市環境の創出することを目的とする。	伊勢ヶ浜風致地区（約20.2ha） 場所：伊勢ヶ浜海水浴場周辺
	宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例	自然環境保全地域・緑地環境保全地域等を対象にして、良好な自然環境の保護、創出を目的とする。	市全域
	日向市の環境と自然を守る条例（根拠法令：環境基本法）	市内における自然環境の保全及び公害防止を行い、自然環境、自然の生態系を適切に維持することを目的とする。	市全域 市指定 保存樹（20本）、保存樹林（4箇所） 平成19年10月現在
歴史・ 文化 景観	日向市文化財保護条例（根拠法令：文化財保護法）	市内の文化財を保存し、その活用を図り、市民の文化的向上を図ることを目的とする。	市全域 市指定 有形文化財（23） 無形民俗文化財（3） 史跡（4） 天然記念物（6） 平成19年10月現在
	日向市伝統的建造物群保存地区条例（根拠法令：文化財保護法）	伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定、現状変更の規制及びその他その保全のため必要な措置を定め、本市の文化の向上を目的とする。	日向市美々津伝統的建造物群保存地区（7.2ha） 場所：日向市美々津町の一部
街並み 景観	宮崎県屋外広告物条例（根拠法令：屋外広告物法）	屋外広告は、まちの表情をつくりだしたり、賑わいを演出する役割を果たしたりする反面、無秩序に氾濫したり、地域の特性を無視して表示されると街並みや景観を阻害することから、一定の基準を設け、街並みの保全や規制を目的とする。	都市計画法第8条で定める用途地域に応じて段階的に規制。また、主要な道路沿線や場所については個別規制 ・国道10号沿線（平岩～美々津の沿線100m） ・国道327号沿線（塩見、東郷町の沿線100～300m） ・JR日豊本線の沿線100m、伝統的建造物群保存地区、国定公園など
	宮崎県沿道修景美化条例	宮崎県内の道路沿線の良好な美観を有する自然風景地、眺望地区等を保護し、宮崎県にふさわしい道路景観を創出することを目的とする。	沿道自然景観地区 日向市美々津町の一部（美々津橋からの上流の眺望） 沿道修景植栽地区 国道10号（財光寺字赤岩地内、平岩字土々呂毛地内等） 国道327号（東郷町八重原迫野地内）
	日向延岡新産業都市計画地区計画（根拠法令：都市計画法）	地区単位で良好な都市環境の形成、又は保持のため、建築に係る詳細な制限を定め、個々の建築や土地利用を規制・誘導を目的とする。	日向市駅周辺地区 日向市駅周辺土地区画整理事業区域の全域（約17.6ha） 財光寺南地区 財光寺南土地区画整理事業区域の一部（約36.5ha）

2-4 景観形成の課題等

本市の景観づくりの課題と方向性を、次のように整理します。

分類	自然景観
課題	<p>【河川の水質保全と親水性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市を貫流する河川は、市民の憩いの場としての活用が望まれます。特に、耳川は日向入郷地区を蛇行し、本市に自然の恵みをもたらしています。また、市街地を東西に横断する塩見川は市民生活に最も密接している河川であります。しかし、水質の悪化やアクセス不足により、河川への親水性が不足しています。 <p>【海岸の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市には、「日豊海岸国定公園」があり、自然公園法によって保全・保護されています。しかし、名勝地での不調和な工作物や特にその周辺での開発により、海岸景観が破壊されています。 <p>【一体的な緑地の保全と敷地での緑地の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州自然歩道での不法投棄、尾鈴連山の山肌の露出など、一体的な緑地の保全が困難な状態となっています。また、市街地における「木かげ不足」や宅地での植栽が不足しています。 <p>【農地の保全と農業地域の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入農畜産物の増大による価格の低迷、生産者の高齢化、後継者不足により遊休農地が増加し、農地景観が低下しています。また、過疎化による農家住宅の空き家が増加しています。
特性図	
方向性	<p>恵まれた自然景観を保全し、活かし、更に増やしていくこと</p> <p>本市は、柱状節理により形成されたりアス式海岸、地殻変動により深い渓谷を蛇行する河川及び農地など、多彩な自然景観に恵まれています。しかし、近年の市街化の進展により、自然景観自体の喪失・減少、更には、市民が日常的に自然に親しむ機会が不足するなどの問題が顕在化しています。一方で、市民の自然景観への関心は高まってきており、恵まれた自然景観をできるだけ「守り」、市民が日常的に親しむ条件を整備するなど、自然景観を「育てる」視点を重視することが求められています。また、市街地内の住宅地、商業施設、工場などの緑化を推進するなど、身近な自然環境を積極的に「創る」ことも重要です。</p>

分類	街並み景観
課題	<p>【沿道景観の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な幹線道路である国道10号や幹線道路である県道土々呂日向線では、自動車利用に対応した派手で大きな屋外広告物が乱立し、周辺の景観との調和が損なわれています。 ・沿道を修景する樹木及び花木は、緑の連続性を演出することから、積極的に緑化を推進してきましたが、維持・管理区域の増加から沿道景観が損なわれつつあります。 <p>【住宅の景観の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財光寺地区では、住民が独自で発案した地区計画により、建築物の外壁の色彩や道路境界には生垣を設けるなど、道路からの眺望を配慮し、良好な景観の創出につとめています。しかし、他の多くの地区では、奇抜な色彩による外壁や植栽の管理不足などにより、沿道からの眺望を損ねています。 <p>【公共施設の景観と市民参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設は、利便性及び耐久性を要するため、無機質な構造物が多く見られます。特に、公営住宅など市民生活に直結する施設への景観の配慮が必要です。 ・公共施設は、不特定多数の人が長期間使用することや市全域に点在することから、地域の風土や特徴に応じた形態とすることが必要です。
特性図	<p style="text-align: center;">町並み景観</p>
方向性	<p style="text-align: center;">多彩な個性のある街並みの発展を図ること</p> <p>本市は、駅前に集積する商業地や地域の商店街、竹島の工場群、市街地内の住宅地、西部に広がる緑豊かな中山間地、南部の歴史的蓄積のある町並みなど、多彩な個性のある地域が集まって構成されています。しかし、近年、市街地の密集化や画一的デザインの建築物の増加、周辺環境に調和しない建築物や工作物の増加、放置自転車やごみ集積所などの景観阻害 要因の顕在化が問題となっています。こうした景観の悪化を改善するとともに、地域の個性を「学び」、街並みを「育てる」ことが求められています。</p>

第3章 基本理念と目標

3-1 基本理念

耳川、塩見川の水面に新緑が輝き、先人が残した豊かな歴史や文化が新しい都市の躍動と共生する日向の景観づくり

本市は、緑と黒潮につつまれ、美しい自然環境の中で育まれた人々の知恵と創造により、地域の特性を活かし、「自然」と「まち」との調和による多様な風景を有するまちです。これらの風景は、長い年月により先人達が築き上げたかけがえのない資産であり、私たちの貴重な財産であります。

また、景観づくりは、市民の合意と参加により地域づくりを進めるとともに、自然と歴史と生活が融合した市固有の景観を守り、育て、より優れたものとし、さらに、次の世代に継承するため、市民、事業者及び行政が協働して取り組む必要があります。

基本理念は、本市の将来像「黒潮文化と森林文化の融合」の具現化、歴史的町並みが残る美々津地区と文化的資源が多く残る坪谷地区を結ぶ耳川による歴史と文化の結合、市街地の中心を東西に貫流する塩見川の親水性、先人から受け継いだ日常生活の風習や郷土文化などのすべてが、景観づくりに必要であることを意味しています。必ずしも利便性の高いものや新しいものを追従し、生活力の向上を求めるのではなく、長年にわたり培った地域の魅力を引き出すことも重要であると考えています。

今後の本市の景観づくりは、この基本理念を踏まえて、地域における活動や各種施策の展開を図ることとします。



3-2 基本姿勢

景観づくりは、一朝一夕で成り立つものではなく、日頃からの少しずつの取り組みにより出来上がるものです。よって、下記の基本姿勢を日常生活でも配慮します。

①学 ぶ

街並みの向上に景観づくりは必要です。しかし、何が景観づくりに結びつくのか分かりません。よって、景観に関するイベントには積極的に参加し、学びます。

杉を活用した街並みについて、模型を作成し、ふるさと日向について考えている様子
(富高小学校)



②守 る

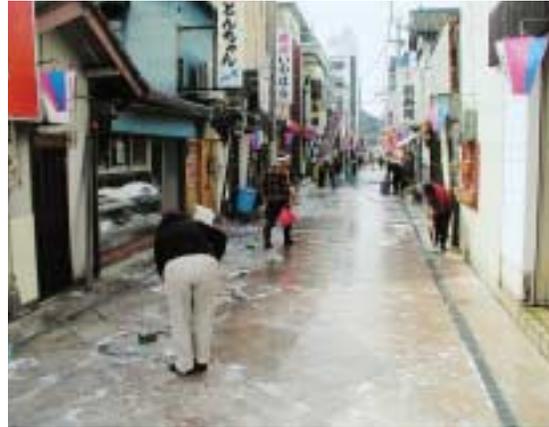
市内には多数の自然資源、歴史・文化資源及び街並み資源があります。これら資源は、しっかり保全し、後世に引き継ぐ義務があります。

日豊海岸で、植林に取り組む様子
(伊勢ヶ浜)



③育てる（活かす）

不定期的な管理により、作られた施設が劣化し景観を阻害することが多々あります。よって、定期的な維持・管理で地域の財産にします。



新設された自然石舗装を清掃する沿線の商店主（八幡通り）

④直す（整理する）

少し手を加えれば良好な建築物がたくさんあります。特に、必要以上に大きな屋外広告物は、まちの景観に大きな影響を与えることから、見直しを検討します。また、 unnecessaryなものを処分するなど整理します。



周辺商店主と話し合いを重ね、個々の店舗看板を、統一させたデザイン看板に見直し

⑤創る

民間建築物も公共建築物と同様に、不特定多数の人に見られています。よって、周辺の環境や街並みに調和した建築物を創ることを心がけます。



地区の役割や街並みを考慮し、建築された一連の建物

3-3 基本目標

基本目標1（自然）

日向灘で癒され、冠岳でも癒される。変化に富んだ海岸線、尾鈴連山の豊かな緑、そこに暮らす人々と農村風景とが調和した景観づくり

本市の総面積の大半が豊富な自然であり、市民の共有財産であります。多くの市民も、この自然環境の保全を希望しています。

この自然環境は、本市の風土の基礎であり、市民の心と生活を豊かにする貴重な資源です。柱状節理によって形成された海岸線は、本市を代表する景観資源及び観光資源であり、雄大な海と相俟って観光客の心を癒しています。また、自然と共生する農村部の風景は、豊かな緑とそこを生業とする集落とが溶け込み、一体となった農村風景を醸し出しています。特に、市西部の山間部では、その豊かな自然が育んだ国民的歌手「若山牧水」の生誕地があり、生涯にわたり自然を詠み続けた自然環境を有しています。

このように、我が故郷「日向」は自然とともに、また、自然に育てられたと言っても過言ではありません。その自然の恵みを私たちの時代に絶やすことなく、将来に引き継ぐため、下記を踏まえて景観づくりを進めます。

● 恵まれた自然景観の保全

本市は豊かな自然と緑に恵まれていると多くの市民が実感しています。特に、自然資源の豊かさを印象付けている柱状節理による馬ヶ背は、日向の自然景観を代表する重要な要素と言えます。このような自然景観の積極的な保全が望まれます。

● 緑地景観の保全

緑地は開発対象地となりやすい性質を有していることから、保全と調和のある開発の規制・誘導及び適正な管理を行いつつ、緑とふれあう空間としての有効活用が望まれます。

● 豊かなせせらぎをたたえる水辺景観の保全・再生

塩見川や庄手川などの水辺は、周辺の緑と一体となって良好な景観を形成しています。しかし、市街化の進展とともに水質の悪化が進み、水棲生物の減少が懸念されていることから、水質の浄化や川岸の美化清掃などによる美しい河川景観の保全と再生が望まれます。

基本目標2（歴史・文化）

歴史を感じ、文化にひたる。歴史・文化資源が醸し出す落ち着きと風格を大切に
した景観づくり

市内には歴史的景観を有する建造物が多く点在し、往時を偲ばせる旧跡が残されています。細島地区や美々津地区は、天然の良港による水運の要衝として、今でも歴史を感じる景観が随所に形成されています。特に、文化的価値の高い橋梁や庭園が市内各地に分布しています。これら資源は、本市や地域の個性を如実に表す貴重な景観資源であり、広域的な観光や交流の促進にも寄与すると考えられます。

また、現存する建造物やそれに関する由来など、当時の時代背景を偲ばせる資源があります。これらの資源を有効活用し、落ち着きと風格を大切に景観形成を、下記事項を踏まえて景観づくりを進めます。

● 歴史を感じさせる建造物資源の保全・活用

細島地区は、天然の良港による水運の要衝として栄えた歴史を物語る建造物が広く分布していることから、歴史散策などとの連携を図ることが望まれます。

● 落ち着きのある町並み景観の保全・活用

美々津地区は、本市の歴史景観を代表する上で欠くことのできない要素であることから、伝統的建造物群保存地区条例による保全や周辺の資源を活用し、歴史的な町並みの再生に加え、これらに調和する建築物等の立地誘導を図ることが求められます。

● 文化価値の情報発信と有効活用

坪谷地区は、国民的歌人「若山牧水」の生誕地であり、故郷の自然風景を数多く詠っています。また、当地区は、文化的資源も数多く残っていることから、その資源を有効活用し、付加価値を与えることが求められます。

基本目標3（街並み）

まちの賑わい、日向の活力。人々の交流と日向の産業を支える都市基盤における美しい景観づくり

本市は、優れた地理的条件、交通条件を有しており、港湾都市、入郷地区の生活都市としての蓄積と潜在力があります。今後、宮崎県北地域の拠点都市として活性化を図るため、恵まれた条件を最大限活かし、さらに、都市の質を向上させることが不可欠であります。その際、景観は活性化の一つの要素として果たす役割は大きいと考えます。

特に、本市は、コンパクトなまちづくりによる中心市街地の活性化を推進しており、中心市街地内の民間建築物は、街並みを向上させるキーポイントとして景観誘導を図っています。

また、必要な機能を確保した道路等の公共施設の整備や優良な民間開発への規制・誘導により、地域の活性化を促進する快適で美しい景観の創出を、下記事項を踏まえて景観づくりを進めます。

<p>● 新たな市街地形成によるまちの魅力づくり</p> <p>現在、施行している土地区画整理事業をはじめとする公共施設整備事業は、不特定多数の利用者の利便性や耐久性を確保する必要があります。また、創出される施設は、今後、数十年にわたり使用者やその周辺住民へ視覚的な快適性を提供する必要があります。特に、生活や交流を目的とした拠点整備を展開している日向市駅周辺地区では、良好な街並みによる賑わいと魅力づくりが求められています。</p>
<p>● 街並み景観形成における一体性</p> <p>公園及び駅前広場などの公共空間における建築物は、民有空間の建築を誘導する先導的なデザインや色彩とする必要があります。また、市民や事業者は、民有空間での建築を周辺の公共施設との調和に配慮し、民有空間と公共空間が一体となった良好な街並みの形成が必要です。</p>
<p>● 公共施設の機能と景観要素の連結</p> <p>道路は、人や物を運ぶ物流機能や延焼防止などの防災機能を有しています。今後は、公共施設において必要不可欠な機能を確保しつつ、景観要素も同時に配慮しながら総合的な公共施設づくりを展開する必要があります。</p>

基本目標4（活動）

生活での笑顔、祭りでの笑顔。市民参加による生活風景と季節行事の風景を大切に
にした景観づくり

まちの中では、賑い、コミュニティ活動など人々の生活する姿や活動がなければ、景観的な魅力は生まれてきません。市内には学校や寺社も多く、春先の卒業式、入学式、秋の運動会、七五三など季節を代表する行事を見ることができます。人々の働く姿、子供たちの遊ぶ様子、産業活動などもまちに生き生きとした雰囲気をもたらし、ふるさとの風景を創り出します。こうした身近な生活風景が、まちの景観に彩りを添えています。

このような人々の暮らしや活動、地域に根付いた楽しい集いから生まれる生活風景を大切に
にした、心に残る景観づくりを進めます。

また、新年の消防出初式や夏の夜を彩る花火大会、八百年の伝統を誇る日向十五夜祭りなど、
季節に溶け込んだ行事も数多くあり、そこに映し出される人々の賑い風景の保全を図ります。



3-4 基本目標の体系

基本理念の達成に向けて、市、市民及び事業者が一体となった日向独自の景観づくりを下記の体系により推進します。

また、4つの基本目標を具現化するため、今後、展開する施策の方向性を示します。

基本目標と施策の方向性

耳川、塩見川の水面に新緑が輝き、
先人が残した豊かな文化と歴史が
新しい都市の躍動と共生する日向の景観づくり

基本目標1 (自然)

日向灘で癒され、冠岳でも癒される。変化に富んだ海岸線、尾鈴連山の豊かな緑、そこに暮らす人々と農村風景とが調和した景観づくり

「施策の方向性」

- ① 自然の眺めを大切にする景観形成
- ② 海岸線や川辺の緑、里山の風景を結ぶ、つながりのある景観ネットワーク（景観軸）づくり
- ③ 自然にふれあい、人々の交流を育む場（景観スポット）づくり
- ④ 生き物の生息空間と環境を大切にする景観形成

基本目標2 (歴史・文化)

歴史を感じ、文化にひたる。歴史・文化資源が醸し出す落ち着きと風格を大切にした景観づくり

「施策の方向性」

- ① 寺社や文化施設を核とした歴史を伝える場（景観スポット）づくり
- ② 歴史・文化資源を活かし、風情ある個性的な町並みの景観形成
- ③ 歴史・文化資源を結ぶネットワークづくり

基本目標3 (街並み)

まちの賑わい、日向の活力。人々の交流と日向の産業を支える都市基盤における美しい景観づくり

「施策の方向性」

- ① まちの顔にふさわしい駅前の景観形成
- ② 人々が交流できる身近で憩える場づくり
- ③ 公共施設を先導役とする魅力的な景観形成
- ④ まちの成り立ちや個性を大切にした景観形成

基本目標4 (活動)

生活での笑顔、祭りでの笑顔。市民参加による生活風景と季節行事の風景を大切にした景観づくり

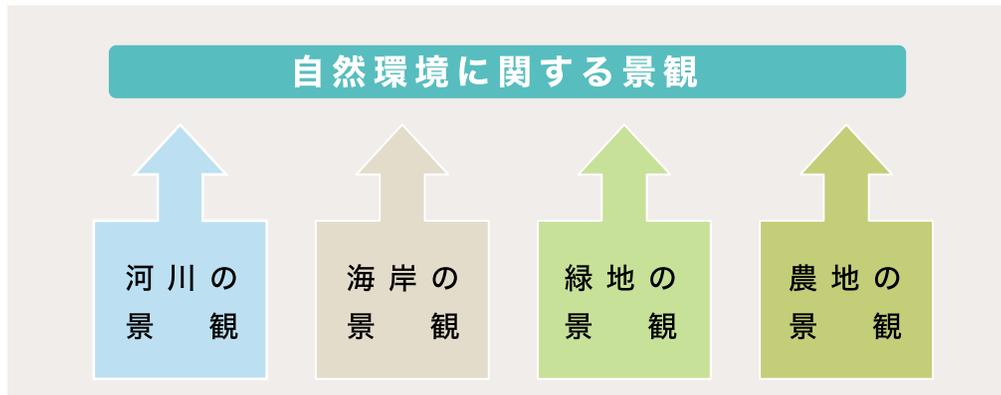
「施策の方向性」

- ① 人々の暮らしから生まれる風景を大切にする景観形成
- ② 快適性と安全性を基本とする景観形成
- ③ 市民や地域が主体となる景観づくりの推進

第4章 分野別施策の内容

4-1 基本目標1（自然）

日向灘で癒され、冠岳でも癒される。変化に富んだ海岸線と尾鈴連山の豊かな緑、そこに暮らす人々と農村風景とが調和した景観づくり



本市は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれており、市内各地に公園・緑地があり、適切に保全されています。自然の景観は大きく4つに分類されます。

4-1-1 河川の景観

[1] 施策

- 1) 耳川の景観づくり
- 2) 市街地内の河川の魅力向上

[2] 施策の考え方

本市には、大規模な河川として耳川や小丸川、市域を縁取る石並川や坪谷川などがあり、また、市街地を流れる塩見川、亀崎川、庄手川など多くの河川景観が、まちに潤いを与えています。

しかし、災害による流木、水質の悪化や親水機能の不足などから必ずしも市民が親しめる空間として活かされていない状況が見受けられます。

今後、耳川などの河川沿いの開放的な空間は、河川の景観軸としてその広がりのある眺望や生物環境などを守りつつ治水対策を進め、水辺に親しみ、憩う場として整備、活用を図ります。

また、市街地を流れる河川については、水質浄化などを進めながら、人々が憩い交流する場となるよう魅力の向上を図ります。